

地域の身近な相談相手

民生委員・児童委員

主任児童委員



～ 支えあう 住みよい社会 地域から ～

「民生委員・児童委員」は、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員（無報酬）です。誰もが安心して暮らせる地域づくりのために、住民の立場から生活や福祉全般に関する相談に応じ、行政や専門機関につなぐ役割を担っています。

特に子どもや子育てに関することを専門に担当する「主任児童委員」は、学校などと連携し、子育ての不安や妊娠中の心配ごとに関する様々な相談や支援を行っています。

那珂市で民生委員・児童委員として活動してみませんか

特別な知識や資格は必要ありません

民生委員・児童委員は、地域のかたから相談を受けたときに、行政・専門機関などを紹介する「つなぎ役」であり、専門職ではありません。

毎月開催する定例会で、委員の仲間と情報交換を行い、必要な知識は研修会などで得ることができます。

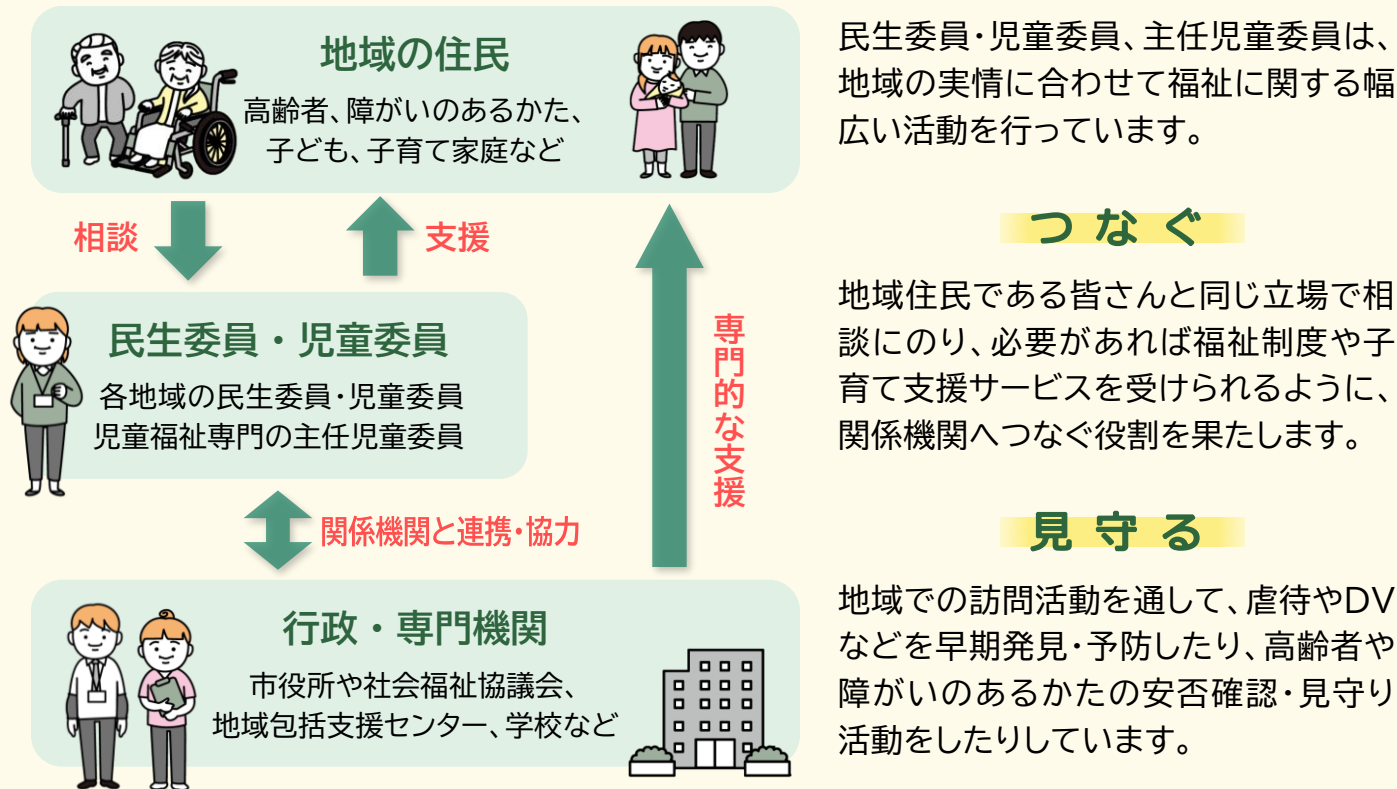
働きながらも活動ができます

民生委員・児童委員は、活動日数が決められているわけではありません。可能な範囲で無理のない活動をしていただくことになります。

18歳以上でその地域にお住まいであれば、民生委員・児童委員の活動ができます※。

※ その他の詳細な要件はお問い合わせください。

那珂市の民生委員・児童委員はこんな活動をしています



民生委員・児童委員のあれこれ

民生委員・児童委員の任期は3年

一度委嘱された場合の任期は3年で、再任も可能です。任期途中で退任されたかたの後任の場合は、前任者の任期を引き継ぎます。

法に基づく守秘義務があります

民生委員・児童委員の活動は個人の私生活に立ち入ることもあるため、活動上知り得た情報について守秘義務が課せられています。

民生委員・児童委員としてできない支援もあります

- 経済的支援（お金を貸す、食事を提供する、契約の保証人になるなど）
- 継続した日常生活上の代行・援助（買い物、ごみ捨て、送迎、通院の付き添いなど）
- 近隣トラブルの仲裁や、係争（訴訟）等に関わること

※直接的な支援を行うことはできませんが、関係機関へつなぐなどの支援をさせていただきます。

※緊急性がある場合など、やむを得ないときは支援することもあります。

■ 災害時の対応について ■

災害時には、民生委員・児童委員が率先して避難することにより、周囲への避難行動を促す重要な役割があります。民生委員・児童委員は、活動上の安全が確保されてから、日常的に見守っているかたの安否確認などを開始します。

【お問い合わせ先】

〒311-0192 那珂市福田1819-5

那珂市連合民生委員児童委員協議会事務局(那珂市社会福祉課生活福祉グループ)

【電話番号】 029-298-1111(内線125) 【メール】 shakai-f@city.naka.lg.jp



那珂市ホームページ

